（証券コード9318）
2019年６月５日

株　主　各　位

東京都港区赤坂三丁目５番５号
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長　網　屋　信　介

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使方法のご案内」に従って、2019年６月24日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月25日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区赤坂二丁目14番27号　国際新赤坂ビル東館13Ｆ
ＴＫＰ赤坂駅カンファレンスセンター　ホール13Ｃ

３．会議の目的事項

報告事項
１．第99期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第99期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、提供書面には掲載しておりません。従いまして、会計監査人および監査役会が監査した連結計算書類および計算書類は、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表を含みます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。

また、決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトへの掲載をもって書類の発送に代えさせていただきます。

当社ウェブサイト　http://www.asiadevelop.com/

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権の行使には、以下の４つの方法がございます。

１．株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。
代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面（委任状）を、同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様１名に限らせていただきます。

株主総会開催日時：2019年６月25日（火曜日）午前10時

２．議決権行使書用紙の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2019年６月24日（月曜日）午後５時30分到着分まで

３．インターネットによる議決権の行使

パソコンから下記の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net
議決権行使期限：2019年６月24日（月曜日）午後５時30分入力分まで

４．スマートフォンによる議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下に掲載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を、スマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限：2019年６月24日（月曜日）午後５時30分入力分まで

（注）同一の方法または異なる方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効とさせていただきます。また、ご投函された議決権行使書用紙の到着とインターネット・スマートフォンによる議決権行使が同日内にあった場合は、インターネット・スマートフォンによる行使を有効とさせていただきます。

■パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話照会先：0120-652-031（通話料無料）
（受付時間　午前９時～午後９時）

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善によって、緩やかな回復基調が続いているものの、海外の政治・経済情勢の不確実性等による影響が懸念されるなど、先行きについては不透明な状況となっております。

このような状況の下で、当社グループは、収益事業の確立によって財務体質を改善すべく、新規投資案件の探索や既存投資先の業績改善に取り組んでまいりました。

新規投資案件については、いくつかの候補先について関係先との交渉や投資計画の検討などを行ったものの、最終的な投資の実行までには至りませんでした。一方で、子会社を通じた既存投資案件については、株式会社トレードセブンによる質金融事業・古物買取販売事業が引き続き順調であることに加え、クリアスエナジーインベストメント株式会社によるマレーシアでのバイオマス燃料PKS（パーム椰子種子穀）供給事業、および臻萃本物（福建）餐飲管理有限公司による中国・福州での日本食レストラン事業についても、売上が着実に増加基調にあります。

当連結会計年度の業績につきましては、株式会社トレードセブンの売上高の伸長及び海外子会社３社が売上高を計上したことにより、売上高が1,630百万円（前年同期比138.9%増）となり、前年同期と比較して増収となりました。

営業費用につきましては、海外子会社の費用が発生したこと等により、営業損失が843百万円（前年同期は484百万円の営業損失）、為替差損を計上したこと等により経常損失が847百万円（前年同期は713百万円の経常損失）となりました。

これに、特別損益を加減した税金等調整前当期純損失は880百万円（前年同期は1,327百万円の税金等調整前当期純損失）、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は882百万円（前年同期は1,321百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

（ｉ）事業の種類別セグメントの業績

当社グループは現在「投資事業」のみの単一区分としております。

投資事業は当社におきましては有価証券の保有・運用、コンサルティング、貸付、子会社におきましては金融事業、質屋事業、越境ECサイト運営事業、バイオマス燃料供給事業、日本食レストラン事業等を行っております。当連結会計年度の投資事業においては、売上高は1,630百万円（前年同期比138.9%増）、営業損失は843百万円（前年同期は営業損失484百万円）となりました。

（ⅱ）営業外収益および費用

営業外収益は、主に持分法投資利益33百万円を計上したことにより、38百万円（前年同期は２百万円）となりました。

営業外費用は、主に支払利息32百万円、為替差損７百万円を計上したことにより、41百万円（前年同期は231百万円）となりました。

（ⅲ）特別利益および損失

特別損失は、主に投資有価証券評価損13百万円、違約金損失10百万円、減損損失３百万円、本社移転費用２百万円を計上したことにより、33百万円（前年同期は623百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に実施した重要な固定資産の異動

イ．当社

該当事項はありません。

ロ．子会社

臻萃本物（福建）餐飲管理有限公司	店舗設備の取得	308百万円
Fuji Biomass Energy Sdn.Bhd.	工場設備の取得	43百万円

③ 資金調達の状況

イ．当社

・2019年３月期にSun Hung Kai Financialより84百万円の借入を行いました。

ロ．子会社

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

・当社は、2018年７月31日を効力発生日として、当社の子会社である㈱China Commerceと吸収合併を行い、同社が営んでおりました越境ECサイト運営事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

・当社は、2019年３月31日を効力発生日として、当社の子会社である㈱にっぽんインキュベーションと吸収合併を行い、同社が営んでおりました投資事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

イ．他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

・当社の子会社である㈱にっぽんインキュベーションは、2018年６月28日に臻萃本物餐飲管理有限公司の第三者割当増資を引き受け、株式を取得しました。なお、当社の持分比率は100.0%から変更ありません。

・当社の子会社である㈱にっぽんインキュベーションは、2019年３月29日に少数株主からクリアスエナジーインベストメント㈱の株式を取得しました。なお、当社の持分比率は97.0%から100.0%に変更となりました。

ロ．新株予約権

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第 96 期 (2016年３月期)	第 97 期 (2017年３月期)	第 98 期 (2018年３月期)	第 99 期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
売上高（千円）	2,776,356	2,686,143	682,366	1,630,429
経常損失（千円）	458,703	76,967	713,619	847,459
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	237,740	△173,406	△1,321,715	△882,781
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	0.61	△0.44	△2.97	△1.87
総資産（千円）	4,726,398	3,780,793	4,146,319	3,310,344
純資産（千円）	3,463,947	3,134,137	3,650,520	2,698,593
１株当たり純資産額（円）	8.68	7.78	7.63	5.52

（注）　第96期につきましては、当社における出資持分売却益の発生、子会社における利益率の改善等もあり、10期ぶりに親会社株主に帰属する当期純利益を計上することとなりました。
第97期につきましては、海外上場有価証券の評価損失の改善、経費削減等ありましたが、前期発生した特別利益の減少もあり、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
第98期につきましては、株式の売却による連結範囲の変更、海外上場有価証券の評価損失もあり、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
第99期につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況①事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第96期 (2016年３月期)	第97期 (2017年３月期)	第98期 (2018年３月期)	第99期 (当事業年度) (2019年３月期)
売上高（千円）	87,298	159,858	166,798	152,891
経常損失（千円）	504,149	208,861	624,238	343,047
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	238,539	△5,354	△1,261,185	△478,143
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	0.61	△0.01	△2.84	△1.01
総資産（千円）	4,881,506	4,548,714	4,889,847	4,475,549
純資産（千円）	3,370,553	3,257,547	3,839,844	3,330,208
１株当たり純資産額（円）	8.49	8.15	8.07	6.86

（注）第96期につきましては、香港市場の低迷から保有有価証券で運用損が発生しましたが、同仁病院出資持分の売却で大きな利益を計上し、損益は大幅に改善されました。
第97期につきましては、関連会社からの利息収入が発生し、経費削減に努めましたが利益を計上することはできませんでした。またグループ再編を目的として子会社の㈱六合株式を売却いたしました。
第98期につきましては、経費削減等ありましたが、投資有価証券評価損等の特別損失が発生したため、当期純損失となりました。
第99期につきましては、経費削減等ありましたが、子会社２社との合併による特別損失が発生したため、当期純損失となりました。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 子会社の状況

イ．子会社の状況

会社名	資本(出資)金(千円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
Prominence Investments Pte. Ltd.	22,000千シンガポールドル	100.0	投資事業
㈱トレードセブン	100,000	100.0	質屋事業
クリアスエナジーインベストメント㈱	40,000	100.0	投資事業
Cleath Energy Malaysia Sdn. Bhd.	737千リンギット	67.0	バイオマス燃料供給事業
Fuji Biomass Energy Sdn.Bhd.	210千リンギット	44.8	バイオマス燃料供給事業
臻萃本物（福建）餐飲管理有限公司	33,718千人民元	100.0	日本食レストラン事業
㈱TS Project	1,000	100.0	商品の仕入販売

ロ．関連会社の状況

会社名	資本(出資)金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Mabuhay Holdings Corporation	975,534千フィリピンペソ	39.1	投資事業

(注) ・当連結会計年度の連結子会社は上記の重要な子会社を含め８社であり、持分法適用関連会社は１社です。

・2018年10月に当社の連結子会社である㈱トレードセブンが出資し、㈱TS Projectを設立しております。

・2018年６月にアジア和禾投資㈱は、清算しております。

・当社は、2018年７月31日を効力発生日として㈱China Commerceを吸収合併しております。

・2018年12月にMiki Energy Pte. Ltd.は清算しております。

・当社は、2019年３月31日を効力発生日として㈱にっぽんインキュベーションを吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

① 継続企業の前提の疑義解消

当社グループは、当連結会計年度まで13期連続して経常損失を計上しており、また、当連結会計年度において843,873千円の営業損失を計上しております。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策等につきまして、「連結注記表　１．継続企業の前提に関する注記」（当社ウェブサイトhttp://www.asiadevelop.com/をご参照ください。）に記載しております。当社グループは、当該対応策を着実に行うことにより、できるだけ早期に継続企業の前提の疑義を解消することが最重要課題であると認識しております。

② 経営基盤の確立

当社グループは、安定的にキャッシュ・フローを生み出す収益基盤の確立を通じて財務基盤を強化することが最大の経営課題であると認識しております。その実現のためには、すぐれた人材を確保することが重要であり、企業投資および不動産投資等の知識や経験、投資案件の発掘における人的ネットワーク、さらには投資先事業の経営および運営に必要な能力を有する人材の確保・育成を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

投資事業

有価証券の保有・運用、コンサルティング、金融事業、質屋事業、越境ECサイト運営事業、バイオマス燃料供給事業、日本食レストラン事業

(6) 主要な事業所（2019年３月31日現在）

①当社

本　　社	東　京　都　港　区

②子会社

㈱トレードセブン	東京都中央区
クリアスエナジーインベストメント㈱	東京都港区
Cleath Energy Malaysia Sdn.Bhd.	マレーシアサラワク州
Fuji Biomass Energy Sdn.Bhd.	マレーシアサラワク州
臻萃本物（福建）餐飲管理有限公司	中国福建省

(7) 使用人の状況（2019年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
102（24）名	62名増（15名増）

（注１）使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（注２）使用人数が前連結会計年度と比べて62名増加しましたのは、期中に連結子会社の事業拡大およびそれに伴う従業員採用等が行われたためであります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	7（0）名	2名増（0）	50歳6ヶ月	8年8ヶ月
女性	5（0）名	1名増（1名減）	43歳0ヶ月	1年6ヶ月
合計	12（0）名	3名増（1名減）	47歳5ヶ月	5年8ヶ月

（注１）使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
Sun Hung Kai Financial	488,020千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　940,000千株
② 発行済株式の総数　472,435千株
③ 単元株式数　100株
④ 株主数　22,818名（前期末比532名減）
⑤ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
須田忠雄	36,587,400株	7.74%
江平文茂	20,930,000	4.43
クレディ・スイス・アーゲー ダブリン ブランチ プライム クライアント アセット エクイティ アカウント	15,000,000	3.18
城野親徳	7,462,500	1.58
スタンダードチヤータードバンクホンコン サン ハン カイ インベストメント サービシーズ リミテッド クライアント アカウント	5,000,000	1.06
金海寧雄	4,770,000	1.01
株式会社ＳＢＩ証券	4,430,200	0.94
ケージーアイ アジア リミテッド クライアント アカウント	4,080,000	0.86
川島貴位	3,677,600	0.78
末廣良徳	3,467,500	0.73

（注）持株比率は、自己株式（15,909株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況（2019年３月31日現在）

2016年６月28日開催の株主総会決議による新株予約権

（第12回新株予約権）

		ストックオプションとしての新株予約権
発行決議日		2016年７月28日
新株予約権の数		300,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　30,000,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり2,500円（１株当たり25円）
権利行使期間		2016年８月13日から 2021年８月12日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　300,000個 目的となる株式数　30,000,000株 保有者数　2人

（第13回新株予約権）

		ストックオプションとしての新株予約権
発行決議日		2018年７月27日
新株予約権の数		300,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　30,000,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり2,500円（１株当たり25円）
権利行使期間		2018年８月14日から 2023年８月13日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　300,000個 目的となる株式数　30,000,000株 保有者数　2人

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等に関する重要な事項

第三者割当による新株予約権(第10回新株予約権)

株主総会決議日	2015年２月18日
発行年月日	2015年２月25日
新株予約権の数	315,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	315,000,000株
権利行使時の１株当たり払込金額	20円
行使期間	2015年２月25日から2020年２月24日まで
新株予約権の残高（2019年３月31日現在）	143,700個（143,700,000株）

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2019年３月31日現在）

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	網屋 信介	クリアスエナジーインベストメント株式会社 代表取締役会長
取締役副社長	アンセム ウォン シュウセン	クリアスエナジーインベストメント株式会社 代表取締役社長 臻萃本物（福建）餐飲管理有限公司 法定代表人 株式会社トレードセブン 取締役 Mabuhay Holdings Corporation 取締役
取締役	髙瀬 尚彦	株式会社トレードセブン 代表取締役会長
取締役	ウォン ペンチョン	China Medical & HealthCare Group Limited 取締役
取締役	長原 彰弘	亞洲聯合財務有限公司 代表取締役社長
取締役	小笠原 耕司	小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁護士 一般社団法人 産業ソーシャルワーカー協会 理事 公益財団法人 民際センター 評議員
取締役	大木 隆太郎	株式会社MYALL 代表取締役会長 株式会社TOBE 代表取締役社長
常勤監査役	後藤 光男	クリアスエナジーインベストメント株式会社 監査役 株式会社トレードセブン 監査役
監査役	村島 吉豐	村島吉豐税理士事務所所長
監査役	佐藤 一成	佐藤一成税理士事務所所長

（注１）取締役長原彰弘、小笠原耕司および大木隆太郎の各氏は、社外取締役であります。
（注２）監査役後藤光男、村島吉豐、佐藤一成の各氏は、社外監査役であります。
（注３）監査役後藤光男氏は、金融機関での監査を経験し、また監査役村島吉豐氏および監査役佐藤一成氏は、それぞれ税務署署長等を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
（注４）当社は、取締役長原彰弘氏、取締役小笠原耕司氏、取締役大木隆太郎氏および監査役後藤光男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

③　取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (3)	119,120千円 (6,000)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (3)	10,800千円 (10,800)
合計 （うち社外役員）	10名 (6)	129,920千円 (16,800)

（注１）取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
（注２）株主総会決議（2007年６月28日開催）による取締役報酬限度額は、200,000千円であります。
（注３）株主総会決議（2004年６月15日開催）による監査役報酬限度額は、 60,000千円であります。
（注４）上記には、ストック・オプションによる報酬額64,500千円（取締役２名に対するもの）を含んでおります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役長原彰弘氏は、亞洲聯合財務有限公司の代表取締役社長を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
・取締役小笠原耕司氏は、小笠原六川国際総合法律事務所の代表弁護士を兼務しております。当該事務所は当社の顧問弁護士事務所であります。また、同氏は、一般社団法人 産業ソーシャルワーカー協会の理事および公益財団法人 民際センターの評議員を兼務しております。当社と当該２法人の間で特記する事項はありません。
・取締役大木隆太郎氏は、株式会社MYALLの代表取締役会長を兼務しております。当社は当該法人と業務委託契約を締結し、当該法人から当社グループの事業に関する助言を受けております。また、同氏は、株式会社TOBEの代表取締役社長を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
・監査役後藤光男氏は、クリアスエナジーインベストメント株式会社の監査役および株式会社トレードセブンの監査役を兼務しております。当該２法人は当社の連結子会社であります。
・監査役村島吉豐氏は、村島吉豐税理士事務所の所長を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
・監査役佐藤一成氏は、佐藤一成税理士事務所の所長を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

a．取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役長原彰弘	12回	92%	－	－
取締役小笠原耕司	12回	92%	－	－
取締役大木隆太郎	13回	100%	－	－
監査役後藤光男	13回	100%	18回	100%
監査役村島吉豐	13回	100%	18回	100%
監査役佐藤一成	11回	85%	17回	94%

b．取締役会（監査役会）における発言状況

・取締役　長原彰弘氏は、取締役会全13回のうち12回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・取締役　小笠原耕司氏は、取締役会全13回のうち12回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・取締役　大木隆太郎氏は、取締役会全13回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・監査役　後藤光男氏は、取締役会全13回に出席し、また監査役会全18回に出席し、金融機関での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。

・監査役　村島吉豐氏は、取締役会全13回に出席し、また監査役会全18回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。

・監査役　佐藤一成氏は、取締役会全13回のうち11回に出席し、監査役会全18回のうち17回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。

（注）　上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

①　会計監査人の名称　　アスカ監査法人

（注１）当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

②　報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

（注１）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（注２）　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の取締遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会社監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③　非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

会計監査人アスカ監査法人の会社法第423条第1項の責任について、同監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、23,000千円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、同監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

A. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、法令遵守や企業倫理等、コンプライアンスに基づく業務執行が徹底されるよう、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、内部統制機能の整備に努めて参ります。法令違反等が報告された場合には、コンプライアンス委員会が中心となり迅速に調査を開始し、顧問弁護士や会計監査人といった外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じて参ります。

具体的な施策は以下の通りであります。

１．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、企業行動指針に従い、法令・定款を遵守した行動をとります。代表取締役社長が繰り返し法令遵守の精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため企画管理部にて、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行います。内部監査室は、企画管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとします。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等といいます）に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、及び情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実

施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的状況の監視及び全社的対応は企画管理部と連携し内部監査室が行うものとします。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定めます。また、ＩＴを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5．財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用します。

6．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社からなる企業集団における内部統制システムの構築を目指し、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制に関する担当部署として企画管理部を定めます。同部において、当社及び子会社からなる企業集団での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。

② 当社取締役及び子会社各社の社長は、各社の各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。

③ 当社は、当社のリスク管理規程に倣い、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスク管理を実行します。

④ 当社及び子会社からなる企業集団は、ＩＴを活用して社長及び総務担当が、各社の全社員に内部統制の重要性を伝え、また社内外から得られたリスク情報を共有します。

⑤　原則として、当社の役職員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を確保し、当社取締役会及び監査役会に報告する体制とします。

⑥　関係会社管理規程及び内部監査規程に従い、当社内部監査室は、子会社に内部監査部門が存在する場合は連携をとり、存在しない場合は当社が子会社の内部監査を実施します。

7．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会による指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役会が必要とした場合、職務を補助する職員を置くものとします。また、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、監査役会以外の指揮命令を受けないものとします。

8．取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

①　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとします。

②　当社の監査役は常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対して直接説明を求めることができるものとします。

③　子会社の取締役、監査役、使用人は、自社が備える内部通報制度だけでなく、当社内部通報制度及び当社外部通報先も利用できるものとします。

④　上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとします。

9．その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による当社及び子会社の各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、当社及び子会社の代表取締役、監

査法人、内部監査室とそれぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとします。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するため、当該勢力の利用、当該勢力への利益の供与、当該勢力からの物品の購入などといった一切の関係を持つことを拒絶することを「企業行動指針」に定め、基本方針としています。

この方針に基づき、企画管理部を対応統括部署、企画管理部長を不当要求防止責任者とする体制を整備し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うとともに、当社役職員への注意喚起、啓発を行います。また、地区特殊暴力防止対策協議会に参加し、必要に応じて警察、弁護士事務所など外部の専門機関とも連携を取りつつ、体制の強化を図ります。

B. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記の通りであります。

１．内部統制システム全般

内部監査室は、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況に関する監査を行い、その結果を当社及び子会社の取締役会及び監査役会に報告するとともに、改善が必要な点があれば指摘を行っております。

２．コンプライアンスへの取り組み

顧問弁護士を講師とするコンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、業務に関連する法改正の動向等の知識を習得するとともに、法令・社内規程等に対する順守意識を徹底しております。また、当社及び子会社は「内部通報規程」に基づき不当行為を通報する制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

３．監査役による監査体制

監査役は、業務執行の適正性を監視するため、取締役会・経営会議等の社内会議への出席や、稟議書・契約書等の社内文書の閲覧を行っております。また、監査の実効性を高めるため、会計監査人、内部監査室等と連携し、随時意見交換を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実に注力し、配当政策を実施することを基本方針と考えております。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値・株主価値の増大に努めてまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、買収防衛策が株主価値を毀損し経営者の保身目的として導入されることがないよう、その導入には慎重に対処しております。現在のところ、買収防衛策の導入は行っておりません。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,916,580**	**流動負債**	**577,876**
現金及び預金	232,912	支払手形及び買掛金	22,368
受取手形及び売掛金	331,578	短期借入金	489,686
有価証券	413,980	未払金	35,241
商品	41,279	未払法人税等	2,754
営業貸付金	700,525	資産除去債務	3,300
その他	196,434	その他	24,524
貸倒引当金	△129	**固定負債**	**33,875**
固定資産	**1,393,764**	退職給付に係る負債	11,002
有形固定資産	**398,551**	長期未払金	22,872
建物及び構築物	342,639	**負債合計**	**611,751**
工具、器具及び備品	24,032	**純資産の部**	
機械装置及び運搬具	31,879	**株主資本**	**2,679,251**
無形固定資産	**43,097**	**資本金**	**4,325,783**
のれん	17,106	**資本剰余金**	**751,905**
ソフトウェア	24,840	**利益剰余金**	**△2,392,483**
その他	1,149	**自己株式**	**△5,954**
投資その他の資産	**952,115**	**その他の包括利益累計額**	**△70,358**
投資有価証券	286,767	その他有価証券評価差額金	△80,717
関係会社株式	591,339	為替換算調整勘定	10,358
破産更生債権等	137,862	**新株予約権**	**89,700**
差入保証金	47,238	**純資産合計**	**2,698,593**
その他	26,770		
貸倒引当金	△137,862		
資産合計	**3,310,344**	**負債・純資産合計**	**3,310,344**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,630,429
売上原価		1,416,742
売上総利益		213,686
販売費及び一般管理費		1,057,560
営業損失		843,873
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	427	
持分法による投資利益	33,006	
その他	4,620	38,054
営業外費用		
支払利息	32,284	
為替差損	7,821	
その他	1,534	41,640
経常損失		847,459
特別損失		
固定資産売却損	136	
減損損失	3,300	
投資有価証券評価損	13,966	
違約金損失	10,756	
本社移転費用	2,480	
その他	2,479	33,119
税金等調整前当期純損失		880,578
法人税、住民税及び事業税	2,392	2,392
当期純損失		882,971
非支配株主に帰属する当期純損失		189
親会社株主に帰属する当期純損失		882,781

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年４月１日　期首残高	4,325,783	751,900	△1,509,701	△5,954	3,562,027
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△882,781	－	△882,781
子会社株式の追加取得	－	5	－	－	5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	5	△882,781	－	△882,776
2019年３月31日　期末残高	4,325,783	751,905	△2,392,483	△5,954	2,679,251

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2018年４月１日　期首残高	－	44,018	44,018	25,200	19,274	3,650,520
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	－	－	－	△882,781
子会社株式の追加取得	－	－	－	－	－	5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△80,717	△33,659	△114,376	64,500	△19,274	△69,150
連結会計年度中の変動額合計	△80,717	△33,659	△114,376	64,500	△19,274	△951,927
2019年３月31日　期末残高	△80,717	10,358	△70,358	89,700	－	2,698,593

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,122,046**	**流動負債**	**1,133,163**
現金及び預金	122,255	短期借入金	488,020
有価証券	413,980	関係会社短期借入金	597,345
関係会社短期貸付金	519,840	未払金	32,548
その他	66,100	未払法人税等	1,443
貸倒引当金	△129	資産除去債務	3,300
固定資産	**3,353,503**	その他	10,469
有形固定資産	**10,351**	**固定負債**	**12,177**
建物附属設備	4,056	退職給付引当金	11,002
工具、器具及び備品	6,295	その他	1,175
無形固定資産	**15,805**	**負債合計**	**1,145,341**
ソフトウェア	11,715	**純資産の部**	
商標権	4,089	**株主資本**	**3,321,225**
投資その他の資産	**3,327,346**	**資本金**	**4,325,783**
投資有価証券	277,612	**資本剰余金**	**756,000**
関係会社株式	2,180,526	資本準備金	756,000
関係会社長期貸付金	820,000	**利益剰余金**	**△1,754,603**
破産更生債権等	137,862	**その他利益剰余金**	**△1,754,603**
差入保証金	43,626	繰越利益剰余金	△1,754,603
その他	5,581	**自己株式**	**△5,954**
貸倒引当金	△137,862	**評価・換算差額等**	**△80,717**
		その他有価証券評価差額金	**△80,717**
		新株予約権	**89,700**
		純資産合計	**3,330,208**
資産合計	**4,475,549**	**負債・純資産合計**	**4,475,549**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**152,891**
売上原価		**4,647**
売上総利益		**148,244**
販売費及び一般管理費		**472,269**
営業損失		**324,025**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,390	
受取出向料	14,520	
その他	3,770	19,681
営業外費用		
支払利息	32,402	
為替差損	5,135	
その他	1,164	38,702
経常損失		**343,047**
特別利益		
貸倒引当金戻入額	87,000	87,000
特別損失		
減損損失	3,300	
関係会社整理損	161	
抱合株式消滅損	215,066	
本社移転費用	2,480	221,007
税引前当期純損失		**477,055**
法人税、住民税及び事業税	1,088	1,088
当期純損失		**478,143**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年４月１日期首残高	4,325,783	756,000	－	756,000	△1,261,185	△1,261,185	△5,954	3,814,644
事業年度中の変動額								
当期純損失	－	－	－	－	△478,143	△478,143	－	△478,143
合併による増減	－	－	△15,274	△15,274	－	－	－	△15,274
その他資本剰余金から利益剰余への振替	－	－	15,274	15,274	△15,274	△15,274	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△493,418	△493,418	－	△493,418
2019年３月31日期末残高	4,325,783	756,000	－	756,000	△1,754,603	△1,754,603	△5,954	3,321,225

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年４月１日期首残高	－	－	25,200	3,839,844
事業年度中の変動額				
当期純損失	－	－	－	△478,143
合併による増減	－	－	－	△15,274
その他資本剰余金から利益剰余への振替	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△80,717	△80,717	64,500	△16,217
事業年度中の変動額合計	△80,717	△80,717	64,500	△509,635
2019年３月31日期末残高	△80,717	△80,717	89,700	3,330,208

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

アジア開発キャピタル株式会社

取締役会　御中

アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　今　井　　修　二　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　浩　司　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア開発キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度まで13期連続して経常損失を計上し、また、当連結会計年度の営業キャッシュ・フローもマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

アジア開発キャピタル株式会社
　取締役会　御中

アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　今　井　　修　二　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　浩　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度まで13期連続して経常損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２） 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月24日

アジア開発キャピタル株式会社　監査役会

常勤社外監査役　後　藤　光　男　㊞

社外監査役　村　島　吉　豐　㊞

社外監査役　佐　藤　一　成　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 固定費の削減および業務効率の向上を図るため、本店所在地を東京都中央区に変更するものであります。

(2) 将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達の実行を可能とするため、発行可能株式総数を拡大するものであります。

２．変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第3条　当会社は、本店を東京都港区に置く。	（本店の所在地） 第3条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。
（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、94,000万株とする。	（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、130,000万株とする。
（新　設）	附　則 （本店の所在地変更の効力発生日） 第3条（本店の所在地）の変更は、2019年６月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。 なお、本附則は、効力発生日経過後削除する。

第２号議案　取締役７名選任の件

現在の取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役３名を含む取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数
1	網屋　信介（あみや　しんすけ） （1957年10月３日）	1981年４月　山一證券株式会社入社 1986年10月　モルガン・スタンレー証券（現 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）入社 1994年７月　メリルリンチ証券（現 メリルリンチ日本証券株式会社）入社 2002年１月　同　投資銀行本部長 2004年４月　同　取締役副会長兼投資銀行本部会長 2006年６月　株式会社ニッシン　代表取締役社長 2009年８月　衆議院議員 2012年10月　財務大臣政務官 2013年５月　株式会社エス・エー・コンサルティング設立・代表取締役社長 2015年12月　当社顧問 2016年１月　当社代表取締役社長（現任） 2017年４月　株式会社China Commerce　代表取締役会長 2017年10月　株式会社にっぽんインキュベーション取締役会長 株式会社China Commerce　代表取締役社長 2018年７月　クリアスエナジーインベストメント株式会社　代表取締役会長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 クリアスエナジーインベストメント株式会社　代表取締役会長	800,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数
2	アンセム　ウォン　シュウセン （1985年５月６日）	2013年12月　天安中國投資有限公司（香港）入社 2015年３月　当社入社 2015年７月　当社執行役員副社長 2016年１月　株式会社六合　取締役 2016年３月　デザイア株式会社（2017年10月「株式会社にっぽんインキュベーション」に社名変更）代表取締役社長 2016年５月　株式会社トレードセブン　取締役（現任） 2016年６月　当社取締役副社長（現任） 2017年１月　Mabuhay Holdings Corporation　取締役（現任） IRC Properties Inc.　取締役 2017年４月　株式会社China Commerce　取締役 2017年10月　クリアスエナジーインベストメント株式会社　代表取締役社長（現任） 2018年１月　臻萃本物（福建）餐飲管理有限公司　法定代表人（現任） 〔重要な兼職の状況〕 クリアスエナジーインベストメント株式会社　代表取締役社長 臻萃本物（福建）餐飲管理有限公司　法定代表人 株式会社トレードセブン　取締役 Mabuhay Holdings Corporation　取締役	－
3	髙瀬（たかせ）　尚彦（なおひこ） （1956年９月18日）	1980年４月　山一證券株式会社入社 1990年６月　同社企画室 1998年４月　メリルリンチ日本証券株式会社　プライベートクライアント営業本部　Senior Administrative Officer 2003年６月　NISグループ株式会社（旧　株式会社ニッシン）管理本部　副本部長 2008年１月　UBS証券株式会社　ウェルスマネジメント本部　ビジネスマネジメント担当ディレクター 2014年５月　株式会社エス・エー・コンサルティング入社 2015年12月　当社顧問 2016年３月　当社出向　企画管理部長 2016年６月　当社取締役（現任） 2017年４月　株式会社トレードセブン　代表取締役会長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社トレードセブン　代表取締役会長	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数
4	ウォン　ペンチョン （1944年４月２日）	1985年　マレーシア外務省入省 駐各国マレーシア大使館に駐在 1997年　Mulpha International Berhad　取締役会長 Mulpha Land Berhad　取締役会長 Mudajaya Group Berhad　取締役 2002年３月　COL Capital Limited（現 China Medical & HealthCare Group Limited）取締役（現任） 2007年　China Vision Media Group Limited　副社長 2009年　Landing International Development Limited　取締役 2009年６月　Mabuhay Holdings Corporation　取締役 2009年11月　IRC Properties Inc.　取締役 2014年６月　Manfield Chemical Holdings Limited　取締役 2015年６月　当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 China Medical & HealthCare Group Limited　取締役	－
5	長原（ながはら）　彰弘（あきひろ） （1940年９月９日）	1974年４月　日本信用保証株式会社　入社 1977年８月　日本信用保証財務有限公司（香港）代表取締役社長 1990年１月　世界聯合証券有限公司（香港）代表取締役社長 1993年４月　亞洲聯合財務有限公司　代表取締役社長（現任） 2007年９月　当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 亞洲聯合財務有限公司　代表取締役社長	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数
6	小笠原 耕司（おがさわら こうじ） （1960年２月13日）	1991年　弁護士登録 1998年４月　東京銀座法律事務所　代表弁護士 1999年４月　ハドソン・ジャパン債権回収株式会社取締役 2004年４月　東海大学法科大学院教授 2004年11月　小笠原六川国際総合法律事務所　代表弁護士（現任） 2008年４月　青山学院大学講師 2009年４月　一般財団法人 民際センター（現 公益財団法人 民際センター）評議員（現任） 2009年５月　財団法人 フォーリンプレスセンター（現 公益財団法人 フォーリンプレスセンター）評議委員選定委員会　外部委員（現任） 2012年10月　東海大学法科大学院講師 2016年４月　東海大学総合社会科学研究所　研究員（現任） 2016年６月　当社取締役（現任） 2017年３月　一般社団法人 産業ソーシャルワーカー協会　理事（現任） 〔重要な兼職の状況〕 小笠原六川国際総合法律事務所　代表弁護士 一般社団法人 産業ソーシャルワーカー協会　理事 公益財団法人 民際センター　評議員	－
7	大木 隆太郎（おおき りゅうたろう） （1977年７月26日）	2001年４月　アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社入社 2004年７月　株式会社インデックス入社 2006年７月　ヤフー株式会社入社 2010年１月　株式会社ぱど入社 2010年12月　株式会社Coopa出向　代表取締役 2012年４月　株式会社リンクバル入社　事業本部長 2012年７月　同社取締役 2013年９月　同社専務取締役　経営管理本部長 2015年８月　株式会社MYALL　代表取締役会長（現任） 株式会社TOBE　代表取締役社長（現任） 2017年６月　当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社MYALL　代表取締役会長 株式会社TOBE　代表取締役社長	－

（注１）各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
（注２）長原彰弘氏、小笠原耕司氏および大木隆太郎氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
（注３）社外取締役候補者の選任理由について、
①長原彰弘氏につきましては、香港大手消費者金融会社社長を務めており、同氏の高く幅広い見識から出される助言等を当社の事業活動の推進に活用するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
②小笠原耕司氏につきましては、過去に会社経営に直接関与した経験はございませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
③大木隆太郎氏につきましては、ｅコマースおよびＩＲに関する豊富な経験と専門知識を有しており、当社の事業運営に関して有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
（注４）長原彰弘氏、小笠原耕司氏および大木隆太郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、長原彰弘氏が４年、小笠原耕司氏が３年、大木隆太郎氏が２年であります。なお、長原彰弘氏は、2007年９月から2012年６月まで当社の社外取締役、また2012年６月から2015年６月まで当社の（社外取締役ではない）非業務執行取締役でありました。
（注５）当社は、現行定款第25条において、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、長原彰弘氏、小笠原耕司氏および大木隆太郎氏との間で当該責任限定契約を締結しております。そして、各氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
（注６）当社は、長原彰弘氏、小笠原耕司氏および大木隆太郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役後藤光男氏は任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位	所有する当社株式の数
後藤光男（ごとうみつお） （1944年４月８日）	1967年４月　株式会社東海銀行入行 1993年２月　同行検査部検査役 2000年６月　当社常勤監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 クリアスエナジーインベストメント株式会社　監査役 株式会社トレードセブン　監査役	130,600株

（注１）後藤光男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（注２）後藤光男氏は、社外監査役候補者であります。

（注３）後藤光男氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は会社経営に携わった経験はございませんが、金融機関での監査経験および知見を有しており、当社の常勤監査役を長年務めた経験から、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

（注４）後藤光男氏が当社の監査役に就任してからの年数について、監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって19年となります。

（注５）当社は、現行定款第33条において、社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、後藤光男氏と責任限定契約を締結しております。そして、本総会において、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

（注６）当社は、後藤光男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ監査役の補欠者１名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠者につきましては、法令に定める監査役の員数を欠いたことを就任の条件といたしたいと存じます。

なお、補欠監査役候補者の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
松田　勉（まつだ　つとむ） （1954年10月31日）	1973年４月　東京国税局入局 1990年７月　東京国税局資料調査第三課 国税実査官 2001年７月　国税庁　課税部　課長補佐 2005年７月　渋谷税務署副署長 2007年７月　沖縄国税事務所　資料調査課　課長 2012年７月　甲府税務署署長 2013年７月　東京国税局調査第四部　次長 2014年７月　麹町税務署署長 2015年８月　松田勉税理士事務所所長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 松田勉税理士事務所所長	－

（注１）松田勉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（注２）松田勉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

（注３）松田勉氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は会社経営に携わった経験はございませんが、財務・会計の視点による監査経験および知見を有することから、監査役に就任された場合に職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

（注４）当社は、現行定款第33条において、社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、松田勉氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場　　東京都港区赤坂二丁目14番27号　国際新赤坂ビル東館13Ｆ
ＴＫＰ赤坂駅カンファレンスセンター　ホール13Ｃ



交通ご案内

■地下鉄

東京メトロ千代田線 赤坂駅 ５ａ出口直結 徒歩１分
東京メトロ銀座線 赤坂見附駅 山王下方面改札口 徒歩８分
東京メトロ丸ノ内線 赤坂見附駅 山王下方面改札口 徒歩８分
東京メトロ銀座線 溜池山王駅 10番出口 徒歩７分
東京メトロ南北線 溜池山王駅 10番出口 徒歩７分